

議案第28号

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「第17条」を「第2条第7項」に、「の交付を受けたものは、当該個人番号カード」を「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、個人番号カード（マイナンバーカード）の電子証明書機能を搭載した移動端末設備（スマートフォン）でコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機での印鑑登録証明書の取得ができることとなるため、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例を改正する必要がある。

令和5年9月15日原案可決